

第 6 回 議会議員の定数及び任期等検討小委員会会議録		
召集年月日	平成15年12月11日(木曜日) 午前9時30分	
召集の場所	金成町役場 3階会議室	
出席者	氏 名	
	職 名	
1番	石川 正 運	議会議員(築館町)
2番	高橋 義 雄	" (若柳町)
3番	千葉 伍 郎	" (栗駒町)
4番	佐藤 幸 生	" (高清水町)
5番	佐藤 重 美	" (一迫町)
6番	佐々木 幸 男	" (瀬峰町)
7番	菅 原 登	" (鶯沢町)
8番	高橋 光 治	" (金成町)
9番	遠 藤 實	" (志波姫町)
10番	茂 泉 文 男	" (花山村)
11番	長谷川 厚 子	学識経験委員(築館町)
12番	三 浦 徹 也	" (若柳町)
13番	佐 藤 多 恵 子	" (栗駒町)
14番	海老田 慶 子	" (高清水町)
15番	白 鳥 文 雄	" (一迫町)
16番	津 藤 國 男	" (瀬峰町)
17番	須 藤 茂	" (鶯沢町)
18番	後 藤 和 廣	" (金成町)
19番	白 鳥 一 彦	" (志波姫町)
20番	中 條 彦 登	" (花山村)
欠 席 者		

次 第

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 案 件
 - 1) 議会議員の定数及び任期等の検討
 - 2) その他
- 4 閉会の挨拶
- 5 閉 会

第6回 議会議員の定数及び任期等検討小委員会

1 開 会 午前9時30分

千葉事務局次長 皆様にご報告申し上げますが、本日欠席の届けは出ておりませんが、中條委員さんがまだ見えてございません。定刻でございますので、定足数に達しております。第6回議会議員の定数及び任期等検討小委員会を開催いたします。

2 挨拶

千葉事務局次長 開会に当たりまして、高橋委員長よりご挨拶を頂戴いたします。

高橋義雄委員長 おはようございます。今日は第6回の議会議員の定数及び任期等の検討小委員会を開催させていただきました。会場、金成町さんということでお借りをいたしまして開催する訳であります。当初予定いたしておりました4回あるいは5回程度の小委員会でもって、検討委員会でもって結論を得たいと、そのようなお話を申し上げまして皆さん方にご協議をいただいてまいった訳でありますけれども、なかなかこの合併問題、協議するに当たりまして非常に議員の定数及び任期、それから庁舎の位置等、位置関係等、それから名称、それらについては、非常に重要な協議事項でございまして、皆さん方それぞれお考えをお持ちでございます。なかなか意見がまとまらないと、このようなことがある訳でございまして、第5回までのこの協議を踏まえまして議員の定数及び任期等の検討委員会におきましては、本日、また改めて6回目の会議を開催する訳であります。

今まで話されました各々のご意見、様々な意見が出てまいりましたけれども、それを集約しながら、今日はある程度といいますか、ほとんど確定をさせていきたいというのが委員長の私、それから副委員長との話し合い、ちょっと話し合いをした訳ですけれども、そのような意思統一を、2人では意思は統一してきたと、こういうふうな訳でございます。

どうぞ前回、今まではですね、意見がおおむね2通りに分かれてございまして、それらを今日は煮詰めてまいりたいと思いますので、ご意見はご意見として皆さん方からいろんなご意見が出てまいろうと思いますけれども、伺います。いろんな議論の中で集約してまいりたいと思いますので、どうぞ今日も活発なご意見をいただいて、よりよい方向に向けていきたいと、このように思います。

なお、議論に当たりましてはですね、合併の理念、それから合併の理念とか大局的な面で栗原が一つになった場合にどのようなことなのかといったような、そのような視点から将来の栗原郡を見据えた中での議論を十分に闘わせていただきたいと。その中で集約してまいりたいと思いますので、どうぞそのことをお願い申し上げたいと思います。

開会に当たりまして、甚だ簡単でありますけれどもご挨拶を申し上げ、会議に入らせていただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

千葉事務局次長 ありがとうございます。

3 案 件

千葉事務局次長　　続きまして案件に入る訳でございますが、また事務局からお願いでございます。会議録の関係上、ご発言の際には町村名、氏名をお話しいただきたいと思っております。

議事の進行につきましては、規定によりまして委員長にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

1) 議会議員の定数及び任期等の検討

高橋義雄委員長　　それでは、早速協議案件に入ります。

議会議員の定数及び任期等の検討についての協議に入ります。

前回までの協議内容は、5回目までの協議の内容につきましては、私から復習するまでもなくですね、最終的に4回・5回では、5回の会議では、まず本則を主張する委員の方々が定数特例を求める委員の方々との話し合いの中といいますか、この協議の中である程度歩み寄ったという形で特例定数を認めてもよいのではないかとといったような意見が大勢を占めました。

そんな中で出てきたのは、今度は小選挙区、いわゆる各町村ごとに選挙区を設けて定数を定めて選挙、いわゆる選挙をする小選挙区制を採用すべきだという意見が出てまいりました。そんな中でその小選挙区制を採用すべきという意見と、ある程度の特例定数を認めて、特例定数を定めて、特例を採用してですね、定数特例を採用してオープンで栗原郡一つの、新市において一つの選挙区でもって選挙すべきだと、議員を選ぶべきだという2つの意見が出ました。その意見が集約できないで今日に至っておる訳でございます、今日はそのことについて十分にご議論をいただきたいと、このように思います。

そんな中で委員長が一人でしゃべっても分かりませんので、どうぞまとめる方向でご議論をいただきたい。先ほど挨拶で申し上げましたけれども、大局的な見地に立ってひとつご議論いただければ非常にありがたいと、このように思う訳でございます。

それでは、改めてご意見を伺います。はい、佐々木さん。

佐々木幸男委員　　瀬峰の佐々木でございます。

この間の小委員会の中では小選挙区制をとるか、あるいは一本化にするかというふうなことでご議論なされた訳ではありますが、私は小選挙区制をとるべきであるというふうな考えを持っている訳であります。

その理由といたしましてはですね、栗原郡10ヶ町村合併して、現在合併法定の協議会がなされてる。その中において各町村、何十年も歴史的な自治体としての歴史がある訳でありますけれども、様々な取り組みをしていると。そういうふうな中で何々事業については築館町の例をもって新市において速やかに調整すると。あるいは現行どおり、合併前現行どおり行ってですね、新市において速やかに調整をするというふうなことでありますが、そういった決め方をしている訳であります。

そういった中で、新市において速やかに調整する場合ですね、果して郡内一本の選挙区を設けた場合、出られない地区が、議員の出られない地区が出てきた場合、どのように調整をなされるのか、そういった問題が大きく心配をされる訳であります。そういった意味合いからすれば、4年間の中で速やかな調整は必ずしなきゃならない。それは当然条例等が新しく作られる訳でありますから、そういった中でですね、その4年間の新しい議員さんの中で調整すべきものであって、そのためにはやっぱり区域割か、

小選挙区制が私は必要であるというふうに思っております。以上であります。

高橋義雄委員長 はい。他にありませんか。ご意見どんどんお話し下さい。遠藤さん。

遠藤 實委員 志波姫の遠藤です。

あらかじめ事務局にもう一度お尋ねしますけれども、選挙区制で実施した場合、次の4年1期はいいですね、選挙区制を仮に設定したと。次の選挙も選挙区制にできるんですか。オープンにできませんか。改めて再確認するんだけど、4年、仮に4年、合併時は色々なことで小選挙区、旧町村単位の選挙になりますよと。次の4年後はやっぱり人口10万以下は30人が限度ですよということからすると最高30人、その次の議会は25人にしようが何人にしようが、最高30人で選挙区制は無くなると。あるいはまたそういう選挙区制の見直しで進むのか。もう一回再度確認したい。

高橋義雄委員長 今、事務局ということがありましたが、私から答弁申し上げてもよろしいですけれども。

濁沼事務局次長 今お話しあったようにですね、例えば合併時1回だけ選挙区を設けた選挙をし、次の改選期から選挙区を設けない全圏一つの選挙区制度ということは可能です。

遠藤 實委員 そうしなければならぬのか、選挙区制はずうっと尾を引いていくかと、必ずオープンになりますかと。

濁沼事務局次長 選挙区はですね、これは合併とは関係なくですね、公職選挙法の中に選挙区制が設けられるという規定があります。ですから、例えば合併時一回だけじゃなくてですね、これからずうっと選挙区を設けていくということも可能です。

高橋義雄委員長 今、事務局から説明がありましたが、今の遠藤委員さんに対する答弁でありますけれども、今事務局が答弁したとおりなんです、いわゆる今皆さん方からお話をいただいているのは、合併当初に今佐々木さんから言われたような、新市になった場合、合併した後すぐにオープンにすれば様々な支障が、議員が出なかった町村から支障が出るんじゃないかというような懸念ですね。そんなことで小選挙区を設けてやったらいいんじゃないかという話なんです、これはですね、その後もずうっと小選挙区は続けることはできます。これは決めようですからね。公職選挙法の中で「定めることができる」となってます。ですが、これはやむを得ない場合、事情がある場合という文言がついております。選挙区を設けることができるという部分についてはですね。

ですから原則としては、私の解釈ですけれども、原則はオープンなんだと。ただ、やむを得ない場合は、やむを得ない事情があった場合は小選挙区を設けることができるんだと、そのような公選法15条ですか、の規定にあると思います。ですから、一回小選挙区を採用して、次はオープンにするということは、これは全く可能でありまして、その市において、市議会なり市において決定すれば、どこまでも、どのような形にもなると、そういうことだと思います。（「はい」の声あり）

はい、遠藤さん。

遠藤 實委員 志波姫の遠藤です。

私は前回もお話し申し上げましたけれども、今栗原が10ヶ町村が一緒になりましょうという前提に立って合併協議会を進めてる訳でございます。色々な面の理由は色々ありますけれども、皆さんそれはご案内のとおりでございます。今までこの委員会の中で住民代表、皆住民代表ですけれども、住民代表の方々が、ひとつ合併に向けてどう意見調整を図るか。当初は本則がほとんどだと。今の住民の方々

も新聞報道見ますと毎日のように本則定数30人でやって下さいというのが住民の要望です。しかし、いろいろこう何回かの検討の中で、やはり本則論は本則論でこれは正しい訳ですし、一方では任期の特例を使う意見も正しい訳です。あるいは定数の特例使うのも正しいと。というのは、やはり合併というのはそういう困難が伴いますので、それらを少なくとも勘案するような特例措置を認めているのであって。そういう経過を踏まえて議論した結果、本則論の方々も妥協と申しますか、意見調整のために歩み寄りというかして定数の特例で栗原はいったらどうなんですかということになったと私は理解しています。

従って、じゃその定数特例は、何人かは別として、やはり皆さんの意見ありますけれども、合併した場合に議員が出られない地区とか出られる地区とはどういうことを指すか分かりませんが、少なくとも有権者は皆立候補できますし、資格ある訳ですね。出られないというのは、ちょっと私も理解できませんけれども、ただ議員がない、結果的にいないのはやっぱり不安だというのはわかります。従いまして、定数特例というものを使って何人かを、その数字的に配慮してやりましょうという、ここまで来た訳ですから。それは、しかし今度は選挙に対しては、やはり栗原郡民が全ての人だと25歳以上はいい訳ですよ、立候補。あるいは有権者であれば、資格があれば。そういう人たちが栗原の将来のために私はこうやりたいという人は、やっぱり広く立候補表明し、あるいは住民運動として推薦する。そうして広く、やはり新しい地域は新しいスタッフで一生懸命栗原のためにやって、そうする方が私は新しい、何ていいますか、今までの旧町にこだわった考え方を、概念を捨てて新しい方法で新しい視点に立った地域づくりのために私はオープンでみんな、何ていいますか、オープンの全栗原一区の中で推薦、あるいは我々が選択するという方向を私はとりたいと、お願いしたいというふうに私は思います。以上です。

高橋義雄委員長 はい。今、志波姫の遠藤委員の方からは、今お聞き及びのとおりのご発言でございました。前回もそのようなご発言をなさっておった訳でございまして、このことについては、皆さん既にご承知のことだと思えます。

他にご意見ありませんか。はい、中條さん。

中條彦登委員 花山の中條でございまして。

前回の小委員会でも、この議員定数で大変苦労して、時間も延長しまして決まらなかった訳でございまして、皆さんご承知のように花山は人口が少なく、それに半面、広範囲な散乱した住民がございまして、10ヶ町村の中に入ります合併の根本というのを見ますと、住民はやっぱり1回目の任期だけでも花山から議会には何人とは申し上げませんが、その中に肩を並べて合併を前向きに進めたいと、こういう住民の意見が随分多いものですから、花山も選挙区を設けて、第1回目だけはそういう方向で進んでもらいたいと、私の方からも9ヶ町村の方々にお願いする、このようなことでございまして。

高橋義雄委員長 はい、佐藤さん。

佐藤幸生委員 高清水の佐藤でございまして。

前回、5回の委員会の際にも私、発言させていただいた訳でございまして、この合併の議論はですね、14年の2月か3月頃から実質的に9町1村が一つになってというような議論で話が進められてきておる訳でございまして、これまでの旧町村単位の行政あるいは自治のあり方というものは県にてこ入れもございまして地域の活性化とかですね、それから一村一品の推進、あるいはその前は、ふるさと創生の一億円の活用による地域活性化ということで、それぞれの9町1村それぞれ本当に特色のある地域おこ

し、あるいはまちづくり等取り組んでこられた訳でございます。

そうしたことで郡内、本当に県内でも特色のある発展と地域の活性化が図られてきたということは、大変それぞれの住民の皆さん方の積極的な関わりと協力の賜物だと思っておる訳でございますが、しかし残念ながらこの合併がですね、急速に求められる時期になってきた訳でございますが、私ども現職の議員ももちろんでございますが、これから例えば行政あるいは政治家として関わりたいという意思のある皆さん方が、しからばこれまでの特色のある行政に取り組んでこられたことの実態というものについての理解というものがほぼ、例えば1年しかない、来年1年しかなくて17年の3月でもって一斉にということになりますと、例えば栗駒さんの広大な面積を抱えておりながらリゾート関連あるいは観光開発の行政の進め方はどうあるべきなのか、あるいは花山さんは花山さんとして少子高齢化の中でも住宅の建設に伴う人口増加対策、あるいは観光の開発のあり方というように、いろいろ特色のある実情というものを、例えば高清水の私からしてみますと花山さんの具体的な長期計画等については、もう理解ということ自体なかなか、ここ1年で得るといのは難しいなど。ましてや、若柳さんのように非常に大きな、高清水なんかと比べますと多分100億以上の予算規模だと思う訳でございますけれども、3分1くらいの予算……。うちの方ですと特別会計まで含めると大体35億くらいで、私からしますと目の回るようなですね、決算・予算等の資料をまず勉強し直さなくちゃいけないというようなことを考えますと、やっぱり1期の4年間というものは特例、定数はもちろん特例ということで選挙区の設置を是非導入をいただいて、この特例期間の4年間に栗原は一つだという意識のもとにお互い郡内の住民の皆さん方の考え方、それから旧町村単位の特色あるまちづくりをどう市政に反映させるかという定着をさせるための4年間というような認識を私は持つてゐる訳です。

それから、私も委員として個人的にはそういう考えですが、議会の特別委員会としても、是非そうした考え方をもって発言を願いたいというような願いもある訳でございます。特例期間1期ということで私は条件付きの選挙区設置をお願いしたいなと思つてゐる訳でございます。以上、とりあえず申し上げさせていただきます。

高橋義雄委員長　他にありませんか。どうぞ。はい、茂泉さん。

茂泉文男委員　花山の茂泉です。

この定数特例に集約されつつある、あるいは集約されるのかなというふうに私思つていますが、定数特例を採用したという意義ですね、これは旧町村単位で小選挙区で選挙を行うという一つの前提ではなかったのかなと、私はそう解釈しております。要するに定数特例を設けて各、何ていうか、定数特例を設けるといふことは、もちろん本則より上回るということですね。その意味つていふのは旧町村単位に議員は必ず出るんだよという、一つのそういったような意味合いがあつたのかなというふうにも解釈できますが、そういう意味からすると、やっぱり小選挙区で旧町村単位の選挙区で選挙をやるべきだと。1期目だけですが、後は4年後はオープンになるでしょうが、そういうことでの一つの進め方ではなかったのかなと。要するに定数特例を設けたという意味ですね。私はそう解釈しております。ですから、是非小選挙区を設けていただきたいという私の意見です。

高橋義雄委員長　今の茂泉さんのご意見ですが、特例定数に決定したとか、そういったようなことはございませんで、ただ議論の中で、最初から申し上げますと、私が今更申し上げるまでもなくですね、最初皆さん方からご意見を伺つた段階では、はっきりとした数字を覚えてますけれども、全部の委員さ

んから確認した段階では11名の委員さん方からは本則定数を望むご意見でございました。それから、在任特例を望む方がお一人でございました。それから、特例定数を望む方が残りの方々だったと私は記憶しておりますけれども、記憶違いであったにしても1つやその辺だと。お一人の意見ぐらいだと、かなと思っておりますが、いろいろと議論してきた中で段々段々、先ほど申し上げましたけれども、本則を主張なさる方々が、この合併をまとめるためには本則は、原則として本則を主張するんだけれども定数の特例を認めてもまとめるためにはやむを得ないかなと、そういったようなご意見で段々歩み寄ったと、こういう形の会議が続いた訳です。

ですから、今、特例を認めるということ、そのことが小選挙区を認めたと、そういったような議論じゃなかったはずですよ。そのことはね、誤解をなさらない方がよろしいと私は思います。ですから、今までできた、そこまでの話ですから、その歩み寄ってきたなと思った段階で、今度は小選挙区を主張される方が出てきたと、こういうことです。ですから、小選挙区とオープンとどちらにするのかということの議論が中々かみ合わない。そのことですから、そのことについてどのようにすればまとまるのかということで、ひとつね、主張は主張で分かるんですけども、そのようなご意見もいただきたいと、そのように思います。私の言ってるのが今までの経過と違うでしょうかね。

はい、千葉さん。

千葉伍郎委員 栗駒の千葉です。

前回の第5回から遅々として進んでいる発言があるんですが、メモをそれなりに私なりにとっておるのを見ますと、花山さん、瀬峰さん、一迫さん、高清水さんあるいは鷺沢、金成、栗駒の一部を含めて合併時の、いわゆる合併移行時の町村間の不安解消のために旧町村単位の選挙区を設けてくれないかという意見の方が主であると。一方では、今言ったように本則の話が出てきます。決して本則と定数の特例の扱いの対立という構図では私はないと思います。

問題は、どういう形で移行時の市議会議員を選出をするシステムをどう構築するかということの対立点だと私は思っております。本則の方が多少定数で譲ったからいいんでねがという言い方も理論としてはあるかもしれませんが、30から40にしたって今主張されている合併移行時の不安解消を何とか取り除きたい。従って旧町村単位の選挙区の一項として取り入れてくれないのかというものと、今言ったように選挙区選挙じゃなくていわゆる選挙区一選挙区、私は対立の構造だと今思ってます。ですから、この辺の関係がちょうど折半しています、今。

これはですね、自己主張もさることながら非常に難しい技術だと思うんですね。これはもう大変難しい技術だと思うんです。だから前にもちょっとお話をしましたけれども、それぞれここに来ている方は各議会から選出をされた代表バッターですし、学経の方々は学経の方々に地域から選抜された生え抜きの方々ですから、自己主張がそんなに簡単に「はい、分かりました」という訳にはいかないと思うんですね。今言ったように果して、まだ何ば議論してもそのところは解けないんですが、新生仮称栗原市は新しい議員の一選挙区でなければ生まれないのかどうか、あるいは移行時のそういう問題、現実持っている訳ですから、その人たちの意向をどう酌み入れていくのかということが、それこそ妥協案でない限りはですね、この主張は何日肅々やったらって私は詰まらないと思うんですよ、これは。

決してね、委員長の挨拶で出たように本則特例の人たちが歩み寄って定数特例に数を増やして一選挙区にするんだというものが歩み寄りだと私は受けとめてないんです。基本が違いますから。いわゆる、

くどいようですが、合併移行時の各町村が持っている合併に伴う不安解消をどうやって除去するかというところに、言葉言い過ぎかもしれませんが、小規模町村を中心にした方々の意見が出てるということからすれば、私は先般大崎でも結論が出ましたように大崎方式が落としどころかなというふうな気持ちもしている訳です。

ですから、一選挙区でやるのであれば40が50、60にしたって、これは同じですから、やっぱりそれはそれとして持論としてあったにしてもですね、その辺の幅寄せをいざどうするのかということの方向性がこの段階で見出せないとですね、私は自己主張されているそれぞれの方々はエキスパートですから、自分の言ったことについて責任持ってしゃべってる訳ですから、そんなにね、人の言ったことで「ああ、こうだっちゃねえ」って折れる人たちでねえようですから、やっぱり今言ったように、私は前から言ってるんですが、これは委員長なったり副委員長なったり何の場合でも同じですがね、委員長・副委員長が汗をかかれてね、表面でね、お互いに論戦を闘わせても前回から全然論戦が歩み寄るなんていうもんじゃなくて、ますます対立点で明確になってくると。

いわゆる何回もくどいようですが、合併移行時の不安解消をどうして除去するのかという形で、特に組織の小さいところから出ている代表の方々の意見が総じてそうなっているということを考えればですね、この辺の解消策を、まずどっちだとかじゃなくて、どういうふうにしてやるかということを少し議論を、方向を変えてね、議論してみたらどうでしょうねえ。

高橋義雄委員長　　ちょっと休憩します。

午前10時07分　休憩

午前10時17分　再開

高橋義雄委員長　　それでは、休憩いたしておりました会議を再開いたします。

続けてご意見を伺います。千葉さん。

千葉伍郎委員　　栗駒の千葉です。

委員長に汗かけて言ったら、冷や汗かいたとか言われましたが、もう少し具体的に前回の5回から6回の会議の中身を見ますと、議員も学経の代表もそろって旧町村単位の選挙区を考えて欲しいという意見だったのは、私のメモでは花山、瀬峰、一迫、高清水ですね。その他に鶯沢から、あるいは金成も含めてですが、そうなりますと数にいたしまして12名になります。選挙区、一選挙区という主張をされて公式に意思表示をされている方は築館、それから若柳の委員さん、志波姫の議会、金成の委員さん、数は4ないし5です。数で議論すればそういうふうになるんですが、そういう現状の中に今詰めらってきてる訳ですね。そして結論を出さなくちゃいけないという状況に私は陥ってると思うんですよ。ですから、総じて小規模の町村、いわゆる合併町村でない町村が、くどいようですが、合併移行時の不安だという形で議員あるいは学経の方そろってそういう意見を主張されてきているが、ご案内のとおりであります。

従って、当初、一番最初に各町村における学経も含めての意思表示をされた部分と状況は私は変わってきてんじゃないかなと。当時は、議会は約3分の1が本則選挙、それから学経の代表者は当時は、最初は3分の2が本則選挙という主張されておりましたので、さっき委員長言ったような会議が、冒頭の会議でそういう状況から会議が5回、6回と回を重ねるごとに今言ったような議論が出てきているとい

う現状をですね、考え合わせるならば、妥協ができるとするならば、私はある意味では大崎方式もやむを得ないのかなというような気がしてならない訳ですけれども、後はどういう数をどうするかというやつは、まだそこまでききませんから、そういう方法の模索をできないのかどうか。一切それは幅寄せができないということなのかですね、私はそここのところが今日の会議のポイントになるのではないかなというような気がしてなりませんので、決して委員長に温かい汗かけばいいんですが、冷や汗かかせるようではうまくないでしょうから、冷や汗の部分については、私はあえて望みませんので、汗が温かくなるような汗になるような形が、そういう落としどころじゃないでしょうかというふうに私はこの会議を見ておってそのように感じてきましたので、私見だけを申し上げしておきます。

高橋義雄委員長　　今、千葉さんがおっしゃられたことは前回と全く同じ話でありまして、前回の第5回の会議の中で話されたとおりでございます、いわゆる落としどころは大崎方式だと、そういったような話で、いわゆる小選挙区だと、特例定数を使っての小選挙区だというご意見であります。

ですから、全く前回お話しされて、終わる時に遠藤委員からお話しされた定数特例を使ってオープンの選挙、それから定数特例を使って小選挙区の選挙、その2つの意見なんです。そのまま来てる訳ですから、何ぼ語っても同じことだから調整しろ、調整しろ、委員長汗かけと、そういう話しなんですけれども、どのような調整方法があるか、皆さんにお知らせ願いたい。そのことはさっぱり話し進んでない訳ですから。

ですから、冒頭の挨拶に申し上げましたよう、なぜ合併するのか、それからそういったような合併の理念なり、様々なことが今まで合併協議会の中でも話されてきましたし、合併研究会から始まって任意協議会、法定協議会と移ってきて、今調整作業が進んでる訳です。協議会が、今日何回目ですか、第8回目か9回目だと思うんですが、そこまで進んでる訳です。そんな中でこの小委員会に付託された議員の定数問題があつてね、これがなかなか難しいと。ですから、大局的な見地に立っての議論をお願いしたいと、このようなお願いを私は申し上げた訳であって、多数決で決めるんだったら簡単な話ですよ、これはね。そういったようなこととしていいのかと、そういう私の考えもあります。ですから、議論を詰めて詰めてね。

今、落としどころっていう話がありましたけれども、簡単に落としどころっていうけれども、それが誰しもが、栗原郡民が納得できるような落としどころはどこなのかと、その辺を探っていただきたい。ここにいる方々だけでなく、ここにいる方々は代表ですから、そのことをね、郡民の意思というものがあるはずですから、そのことを十分肌で感じて決めていかなくちゃならない、私はそのように思ってるんですよ。ですからこのようなお話、私はね、こうせい、ああせいとかって言ってないですよ。

ですから、伍郎さんの意見も意見として何回聞いても同じことですから……

千葉伍郎委員　　いやいやそうでなくて……

高橋義雄委員長　　別の方のお話を伺いますから。

千葉伍郎委員　　ちょっと待って、委員長。誤解されてっからっしゃ。

高橋義雄委員長　　誤解してないよ。

千葉伍郎委員　　ちょっと待って下さい。

高橋義雄委員長　　はい、千葉さん。

千葉伍郎委員　　あのね、私言ってるのは、この小委員会が冒頭始まる時に、それぞれの基本的な認識、

当時の認識を言って下さいという話をした際に、委員長が冒頭に挨拶したように10人とか11人の話がありました。しかし、現実には5回から6回いくと認識が変わってきてますよと、こここのところに目を向けないと、中々幅寄せするっていても無理でないですかという、私は言ってるんです。いわゆる出発当時の皆さんの基本的な考え方が、どういういきさつ、経過が分かりませんが、このような形になってきましたよと。言ってみれば数からいくと逆転しましたよと。この現状を踏まえて妥協しなければ、この問題の解決にはならないのではないかという言い方で、私は論点を変えてるつもりですよ。情勢は変わってきてるという言い方してるんです。

ですから、何ほ同じこと言ってるっていうような、同じことじゃないんです。状況がこのように変わってきてますよという現状認識の上に立って話し合いをしなければ、自己主張を繰り返しておってもです、これはなかなかいかないんじゃないですか、こう言ってるんですよ。

高橋義雄委員長　　ですから、そのことは全く認識は同じですけども、変わってきた経過というのは、それは誰しもが認める場所だと思うんです。今千葉さんが言ったことは最初から、第1回目から始まって今日まで来た経過の中は皆さんここに出席してる訳ですから、皆分かってんですよ。なぜこのような議論になってきたかというのは分かるんですよ。最終的にきたのが小選挙区採用するかしないかのところまで来てる。まだ特例定数を認めるってはっきり決まってる訳じゃありませんからね、そのことを決めてる訳じゃありませんし。ただ、まとめるためには特例定数もやむを得ないんじゃないかということのご意見は皆さんからありました、本則主張する方からね。

ですから、私の認識としてはまとめるためにという条件付きの、あるいはおっしゃった方には本則に限りなく近い特例定数をというご発言なされた方もいるんです。ですから、そういうことをまとめるために、あるいはまた小さいって言えば語弊ありますけれどもね、小さな町に配慮した形で特例を認めるのもやむを得ないのかなと。定数を増やすことによって、これは当選者が多くなりますからね。そうすると小さい町からも出やすくなると、そういったようなことに配慮して特例定数もやむを得ないのかなと、そのような発言で段々段々譲歩してきたというのが本則を主張された方々のご意見だった訳です。私はそう思ってます。(「委員長」の声あり)はい、津藤さん。

津藤國男委員　　瀬峰の津藤です。

ええとですね、1回から5回まで、こう流れがちょっと変わってきてるというような形で、本則を主張される方が定数特例を設けて歩み寄るとい、そういう形ですよというような、そういう委員長の発言なんですけれども、これは私、ちょっと違うかなというふうに捉えています。

と言いますのは、定数、いわゆる本則というのは法定で決められてるやつは30以内ということになるんですが、定数特例というのは60以内というような形で特例として認められてるんですね。それを要するに定数30から60以内の間に引き上げる、それで歩み寄るとい、そういう姿では私はないと思うんです。それで、ちょっと委員としてですね、ちょっと原点に戻ってちょっと考えてみるとですね、この10ヶ町村が要するに合併をするというような、そういう考えの中で、この小委員会が協議会の方から付託をされて委員としている訳ですね。

その委員の役目はですね、私はこういうふうに思ってるんです。議員、私、議員でも何でもないんですが、この中には議員が10人いて学識が10人なんです。で、各単独町村から新市の議場、議会の場にですね、議員として最低限何名か送れると、送るんだと、そういう確約ができるのであれば、できる

よりも、そういう姿に持っていくのが小さい単独町村のですね、これ私、責任だと思うんです。小さい町村が、先ほど委員長、あるいは本則を主張される方で定数に歩み寄るといような考え示しましたけれども、どこまでいってもですね、小さい町村はですね、到底議員として出せない可能性があるんです。これ分からないんです。

で、前にも色々よその合併町村見ますとですね、やはり単独町村で議員がいっぱい出て、乱立して、全部共倒れになってしまっって出せなかったと。当然なんですね。この10ヶ町村見ても、まさしく1,300から1万2,000何がしのかなりの格差があるんですね。その中で、やはり10ヶ町村同じテーブルに立ってまちづくりをやる、まちづくりをやっていくんだという、そういう形の中であればですね、ある程度は確約をできるような配分、私は最初から申し上げてんですが、各町村に均等割り何なりの定数を設けて、それに先ほど決まった古川みたいな形の傾斜配分をさせると、そういう形が私は一番この地域に合った選択だなというふうに私は思ってるんです。

これは最初からそのとおり申し上げてるんですが、もう一度委員としてその責任というかね、それはその場をですね、議場に何人かの議員を送るっていいですかね、決められた人数を定めるのも、私はこの委員会の委員としてのね、責任だと私は思ってますので、その意味でですね、もう少し最初からですね、考えていただければなというふうに思っております。以上です。

高橋義雄委員長 はい。他にありませんか。石川さん。

石川正運委員 築館の石川です。

私は、とにかく言うとね、あなたは自治体が大きいからというような批評をいただくんですが、私は何回かの発言の中で自治体規模が小さい・大きいはそんなに、私そこに念頭に思って発言してる訳ではないですけども、私は本当に何回も言いますが、本則のオープンが一番いいと、こう思ってずっと主張して参りました。こういう中で回を重ねて第5回の時にはですね、やはり妥協案っていいですか、定数特例もというような考えの中でああいう主張も議論をした中でですね、私は何といてもやはり議員定数もそうなんですが、地域審議会の位置付け、そして地域審議会の議論をした時に、前は地域審議会というものはというようなことで何となくぐらうされたような発言あったんですが、私はそうじゃないと思うんです。やはり地域審議会をしっかりしたものにしてながらですね、じゃその上で新しい市の議会議員はとするならば、私は定数特例を使ったにしても30に近い定数特例の中で、やはりそこまで私としても妥協案としながらも、選挙区にしてはやはりオープンだなと。

この小選挙区制というのは、確かに議員が送れるとか送れないとか、あるいは不安だっていますけれども、これも我が町築館のことをいいますと、うちの方の町民はほとんどは本則を主張されてます。そして選挙の手法については、オープンですよというのが主張なんです。それと同時に先ほども高清水さんの方から、我が町の合併特別委員会も設置して、この議員定数の件でこの間話し合いを持ちました。そういう中でも、やはり我が町の議員からは、定数特例もやむなしだが選挙区割はだめですよと、オープンでやるべきだという主張が100%でした。

そういう中で、この小選挙区制の、ここ4年間だけというようなお話もありますけれども、逆にこの先4年間、いわゆるその先にはですね、あの時にいわゆる区割り、小選挙区をして、今回はどうしてだめなんだ。先ほども説明ありましたように小選挙区制度をやってはならないということはありません、この次の次でも。だとするならば、そういう既成事実を逆に作るのかなと。それと同時に郡内の一体感

を損なうというのが私の一つの考えです。小さいから出られないとかじゃなくて、そういうことだけの議論だけではですね、私はいわゆる町民等々も納得できないだろうし、私も納得できません。議員を送るか送らないかは地域の有権者でありますので、やはりオープンにした中で本当に若い人たちが議員を目指してやるような、そういう土壌を作るのも一つの、今ここで議論される中でも考えなければならぬことだろうと、こう思います。

よって、私は本当に定数特例には賛成しますけれども、選挙区になったらオープンの選挙をやるべきだなど、こういう意見でございます。考えでございます。

高橋義雄委員長 他にありませんか。はい、佐藤さん。

佐藤多恵子委員 私、前回休んでしまったんですが、その前に一選挙区って申し上げてしまったんですが、一回限りにおいては一票の格差とかそういう問題もクリアできるっていうことでしたので、やっぱりいろいろ皆さんのお話を聞いてたら小選挙区制をとって、それで定数特例もなるべく30に近い方の定数特例ということで、60というのは私はちょっと納得しかねます。やっぱり30に近い、それで小選挙区制をもっていって見ると39とか40とか、その辺のところだと思います。

高橋義雄委員長 小選挙区制ですね。

佐藤多恵子委員 はい。

高橋義雄委員長 他にありませんか。高橋さん。

高橋光治委員 金成の高橋です。

前回から変わってきてる部分、私も本則の話をしたところから入っていきましているいろいろ皆さんの意見を聞く中で定数の特例を用いながら選挙区を持つのもやむを得ないだろうという意見をこれまでも述べてきました。

ただ今、まあ誰ということではないんですが、小選挙区を入れると、次回にもうそういう主張が出てくるでねかと、こういう不安があるということで話された部分もあったと思います。そういうことはですね、やはり議会の定数を何ぼにするよと、特例ということは定数が決まって特例が出てくるんですから、定数が決まらなとだめなんですね。30というのは上限ですから、28で定数を決めてもいいですし、26で定数決めてもいいと思います。それに何ぼ上積みするかというのが特例ですから、その議論をしていけばですね、次回の時は決まった定数でいくんだよということが、もう決まってくる訳です。ですから、古川方式などはそういうことで定数は次の時もうちゃんと決まった訳ですから、ここを一回議論をすべきだと私は思います。30が定数ではないんですから、ですから上限30ということでしたらそういうことでもいいですが、次回のやつを決めることによって、またそこが小選挙区を主張するんでねかということですが、それはこういうところに決める訳ですから、それはやっぱりそうはいかないということのね、納得をすれば私は解決するのではないかというふうに私は思ってます。

それから、2つ目なんですが、最終的には合併をまとめるための議論で意見がされてる訳です。そうするとですね、登米郡の方も何回も聞きます。これは在任特例主張してる。ただ、登米郡の話、大崎の話、それから気仙沼の話などを聞きましても、当栗原のように有権者1,300と1万2,000の違いがないんですね。4,000、5,000と1万だとか、それから極端に大きな5万、6万の市という、そういう流れです。ここの栗原の特徴は数では花山さんですけども、1,300という有権者の所があるんですね、これ。ここをどうするかということで出てきます。千葉さんあたりでいくと1票

の格差も考えるから、これが4,000、5,000のところの一つになっていけば1票の格差の議論もうんとしやすいですよね。

ですから、私はこの栗原の特徴だという捉え方をするならば、そういうところに配慮した中での議論もしていかないとですね、隣町が1万2,000と5,000の関係で4と3に決めたとか、5と6に決めたという関係とはですね、ちょっとやっぱり違ってくるという、ここを一回やっぱり頭に入れないと、小さい町だから主張してるということではなしに合併を推進するためにそういう方法論もという意見がやっぱりあるんだというふうに私は思ってますから、そこに配慮していかなければこの合併はまともにならないだろうと。

そうすると配慮というのは、少ない1,300や2,000の方々が1万2,000に配慮をするのではなくて、やはり人口その他の多い、有権者の多いところがですね、配慮ができるかできないかという議論でしか私はまともっていかないのではないかとというふうに私は思ってます。私は思ってます。ですから、その辺の状況をですね、ここまで来たらば全体を把握して、やっぱり会長、副会長あたりに、委員長、副委員長ですか、あたりに少し時間をとってもらって、ひとついい線を出していただくようなやり方でもしないとですね、ただき台を出した議論ができないんじゃないかというふうに私は思ってるんですけども、その点は皆さん、どう意見をお持ちだか。以上です。

高橋義雄委員長 白鳥さん。

白鳥文雄委員 今、高橋委員さんが話されたこと、私も今思ってます。20人の委員さん方全会一致という導きには、中々千葉委員さんも話されたように恐らく無理な話ではないかなと思いますので、これまでのずうっと経過を踏まえて、この大勢の、意見の大勢のところを、あんばいよく作文なりをしてかみ砕いて、分かりやすいようにだったり、そういうまとめ上げていただいた方がいいのかなと思いますが。

あと、お互いに銘々の意見を出していただいても、恐らくなかなか歩み寄ったり変えたりということには私もならないのではないかなと思いますので、今いまの状況を委員会の落としどころっていいですかね、決まりどころみたいに、あんばいよく表現できて捉えられれば、それでもやむを得ないのかなと思うんですが、そこまでまだちょっと乱暴過ぎるっていう方がいらっしゃれば、また元に戻していただいても結構なんです。

ただ、もう一点あります。やっぱり有権者の少ない町村から、すごい悲痛なほどの訴えで出されているのが最低限議員は欲しいと、そのことではないかなと思うんですよ。それは何人にするかということは別問題にして、そのことを皆さんにどうお考えなのか、少し話し合っていただければいいのではないかなと思うんですが、それはとれてみてから、落ったらしょうがない、そんでいんだっていうのであれば、それはそれで構いませんし、やっぱり1人や2人は最低欲しいと、そのところを皆さんどうお考えなのか、私も聞きたいんですが。

高橋義雄委員長 他に。今、一迫の白鳥さんから話がありました。はい、菅原さん。

菅原 登委員 鶯沢の菅原です。

色々とお話を聞きますと、最初に瀬峰の佐々木委員さんとか高清水の委員さんがおっしゃったとおり、10ヶ町村が最初の合併ですので、我が町、我が村の地域、特色あるのを全て文章からいいますと引き継ぐとかなってありますので、皆さんが言ったとおり。ですので、私は最低でも次回、4年後のことと

か、それは別にして今回限り定数特例を選挙区にして、やっぱり各町村から何人かの議員を出して栗原市ですか、仮称栗原市がスムーズに行くためにも小選挙区制を用いていただきたいと、私はそう思っております。

高橋義雄委員長 他に。今までご発言なさってない方。はい、三浦さん。

三浦徹也委員 若柳の三浦でございます。

私は当初、本則適用ということを主張いたしました。いろいろこの話し合いの経過の中で本日もお話ししました地域の諸課題というのは十分私もあるということは心得てお話ししているつもりでございますが、栗原市の、仮にでございますが、栗原市あるいは新市になった場合の出発でございますので、この栗原全体の住民の方々が何を新しい市に期待するかと、こういう希望は非常に大きいのではないかと思っております。従って、当初は本則適用ということで出発すればいいのかなと、こういうことの主張でございました。いろいろ話し合いの中でさまざまな問題が出てまいりましたが、そういう地域の課題、こういうことは新しい市になって、まあ定数は何人になるか分かりませんが、新しく出てこられる議員の方々は新しい市について相当な目玉を持って出てこられる立派な議員の方々だろうから、その方々に地域の諸課題を授けて、そして新しく出発することが大事ではないかと、こういうことを主張した訳でございました。

その中で、この地域の諸課題というものの一つの悪習慣といえますかね、前回お話し申し上げた例の中に各地域、まあそうでない地域もございますが、若柳などもそうでございますけれども、30年来の、30年の合併の一つの課題に教育委員の選出の例なども申し上げました。いまだに、50年たってもまだその諸課題を引きずっている地域がございます。若柳もその例に漏れません。で、いわゆる地域エゴというのを排していくためにも新しい出発に当たって新しい考え方が必要ではないかと、こういうことでございます。

で、いろいろ意見のかみ合わないことから、私は隣の千葉委員さんのデータの50名定数というデータがございましたが、そのデータの中から1名、全地域に配置する分だけを削除して、そして40名前後の定数をもってオープン選挙をしたらいいのではないかと、こういう意見を私前回申し上げたつもりであります。その主張は妥協という訳でございませぬが、調整数として議員さんの数は40名前後でいいのではないかと、こういうような考えもあってお話を申し上げた訳でございました。

それから、地域の諸課題についても、前に地域審議会のあり方ということも申し上げまして、地域の持つ課題を新しい議員さん方がそれぞれ地域の審議会ですんなり課題を持ち込んでくるだろうから、それを栗原全体に目を向けた考え方で取り上げていただいて将来に向けて諸課題を解決していくという方法をとったらいかがかと、こういったようなことを申し上げておきました。

そこで、私は今日、また一つお話し申し上げたいのは、新しい出発に当たって住民多数が持っているいろんな意見に目を、耳を傾けていただいて合併後に引きずるような方法はとらない方がいいのではないかと、こういうのが一つの私の考え方でありまして、やはり定数は40人前後でもいんではないかということをもとにして、そして選び方についてはオープンでやられたらどうだろうと、こういうことを再び本日申し上げまして、ひとつ協議をしていただければありがたいと思っている訳でございます。以上です。

高橋義雄委員長 はい、海老田さん。

海老田慶子委員 高清水の海老田です。

前日も言いましたとおり、小選挙区の大体40人くらいということでお願いしたいと思います。

なぜかといいますと、この間南アルプス市に行った時に担当の方の説明を聞いてまして、住民は変化を求めています、そういうことを聞いたんです。確かに私の周りにいる地域の方たちは、ごみの日にゴミを出せて、普通にご飯を食べて今までどおり生きていければそれでいいんだという人があの方なんです。普通の今の生活を継続していければ、それにちょっと市になったおかげで何かメリットがあればいいかな、それくらいいいんですよ、住民の期待というのは。

それで、諸問題もいろいろあると思いますが、住民側の立場からいえば、できれば必要最小限の議員でということで、私も最初は本則って言ったんですけども、そうなってくると今協議会の方でも新市において、新市において全て、ほとんどのものが新市において決められるんだそうです。そうなるとですね、住民の人たちは変化を求めているんですね、余り。そういう人たちが自分の地域から議員を出せないということがどんなに不安なことか分かると思うんですね。ですから、私は本則30を40に、40、最小限、必要最小限の40くらいにしてもいいかなと思った訳なんです。それがオープンであれば結局は議員が出せない町も結局は出てくる。だったら最初から本則の30以内でやっても私は構わないと思うんです。ただ、町民の、市民の、新しい市民の不安を解消するために定数特例を使うのであるから、だから小選挙区、必要最小限の議会議員で小選挙区でやっていただきたいと思います。もしオープンであるのであれば27名でも28名でも、私は構わないと思います。以上です。

高橋義雄委員長 他に。佐藤さん。

佐藤重美委員 一迫の佐藤でございます。

私の考え方っていいですか、それは前回と少しも変わっておりません。それはですね、せんだって、ちょっと皆さんのご意見が多かったように、やはり数は別として定数特例でもって、そうしたいいわゆる選挙区選挙ですね、それがいいのではないかなと、今もそんなふうに考えております。その根拠っていいですか、それはですね、私、花山さんと隣合わせですから花山の議員さん、あるいは中條さんのそうした心情も篤と分かる訳です。そんな形でひとつ10ヶ町村一つになろうと、そんなふうにいる努力している訳ですから、その辺私たちも何らかのやっぱり配慮をすべきではないのかなと、そんなふう考えております。

当初、本則という議員さん方の数が非常に多かった訳でございますけれども、今になっては色々ご意見が変わったりしてですね、定数特例を採用したらいかがか、そしてまた選挙区選挙を望んでいる方が多い訳ですね、数からいいますとですね。やっぱりそれは何といいますか、各町村の特色を生かしたこれからの、やはり全体の市の中の全体としての考え方の中にも、その旧町村の一つの特色をやはり少しでも反映していきたいと、そんなふうな考えが当然あるからこういう意見が出る訳でございますので、その辺を十分配慮してもらいたいなと、そんなふう思います。

それから、何回も出ておりますけれども、合併協議会の中で「新市になったら協議します」と。ほとんどなんですね。それをですね、新しい議員が色々協議するだろうと思いますけれども、それが各町村に全般にわたって中々それを遂行できるかといったら、これは至難の技だと思うんですね。これは何年も時間がかかるだろうと思いますので、以上のそうした理由からですね、やはり定数特例を採用した選挙区制をとって欲しいと、そんなふう思います。

高橋義雄委員長 はい、後藤委員。

後藤和廣委員 金成の後藤です。ちょっと1点確認事項をお願い申し上げます。

今回ですね、仮に小選挙区制で選挙をやったといたしますね。4年後に改選期がございます。その時も、その時は必ずしも小選挙区制で選挙する訳じゃないですよ。その辺のところ。ここの場で決定したのが恐らく合併協議会で、全体協議会に入る訳ですけども、そこで決定したやつが改選期の時の選挙のあれなる訳ですか。それをちょっと確認したいと思います。

高橋義雄委員長 これはね、ここではちょっと確認するといわれましても事務局も恐らくできないと思います。ということは、申し合わせ事項としては送られるとは思いますが、ねえ、ただ新市において、それこそ新しい議会がどのような結論を出すかに係ると思います。ですから、ここでそれを確認して次は必ずオープン選挙だよと。定数特例はなくなりますから本則定数にはなりますが、必ずなりますけれども、小選挙区を排除するとかやめるとか入れるとかっていうことは、ここでは、例えば申し合わせとしてやったにしても新市においては必ずそれがそのとおりになるということは保証できないことです。私は思います。

佐々木幸男委員 新市において調整するのだから、そんなことここで決められない訳さ。

高橋義雄委員長 だから、そのことはね、一回限りというお話ですけども、これも保証できないんです。「委員長」の声あり) はい、どうぞ。

後藤和廣委員 ということはですね、ここで仮に小選挙区制ゴーサイン出したといたしますね。全体協議会にかける。と、4年後に仮にそれでゴーサインなったとして、4年後にまた選挙区で選挙やるということもあり得る訳です。

高橋義雄委員長 あり得ると思います。

後藤和廣委員 あり得るの。

高橋義雄委員長 思います。そういうことも……。

千葉伍郎委員 仮に選挙区でなくたって、仮にオープンでやったって、次の時に小選挙区でやる場合もあるんですよ、逆に。

高橋義雄委員長 ただね、皆さん方……。

高橋光治委員 それ語ったらばだめだ。

高橋光治委員 それ語ったらば話にならないよ。それ語ったらばさ、今の議会の議員の権利で何でも決めんにいいですよ。それ語ったらばだめさ。

高橋義雄委員長 だから先ほど私が言ったようにね、議員にもよく考えて下さいと、こういうことですよ。

高橋光治委員 だから大崎なんかと同じように決めんのいいんだでば、これは。そいつを守るか守らないかは、守んねがったらばりコールすればいいんだから、次の市会議員を。

高橋義雄委員長 ここの議論は何を言ってもいいんですけど、委員長から申し上げます。ここで議論して決めたことは何でも決まるんですよ。そして法定協議会にいて全体の協議会で決まれば、それで通るんですよ。ですが、先ほど何回も言ってるように、住民の心の意思、住民の考えもよく体して下さいよと、そういうことを言ってるんです。私は何にしろとは言いませんよ。私の意見ははっきり言ってませんから。そのことをね、ここでの議論はいいんですよ、自分らの町、自分らの町っていいん

ですけれども、配慮だ、配慮だと、この間も言ったけれども、そんなら花山さんさ1つ割り振るのが本当に配慮なのかと、私そこ言ってんですよ。2つとれるかもしれませんが、構わないでオープンしたら。そういうこともあるんだから、配慮っていうのはどうなんだと。だからね、だから民意をよく考えて下さいと、そういうことです。

何回も同じことを言ってんですけど、ですから今、後藤さんの話で、とにかく選挙区、選挙区はここで何ぼ次、次回からはって語ったって、これは保証できないということは確実です。ですから、そのことは新市において決めるものです。次回の分についてはね。そのことは確認しておきたいと思います。

高橋光治委員 いや、違うんでねえのすかや。そこは違うんでねえのすか、委員長。

高橋義雄委員長 違うないんじゃないですか。

高橋光治委員 さっき俺言ったようにね、定数特例というのは定数があるの特例だと思いますよ。

高橋義雄委員長 いやいや、今回の部分についてはね、次回の分については定数特例ないんですよ。

次回は新しい新市になって2回目の選挙、2回目の選挙だよ。

高橋光治委員 新市の定数を決めるのが私たちじゃないんですか

千葉伍郎委員 決めなくちゃねの。

高橋光治委員 決めなくちゃねと思うよ。

千葉伍郎委員 定数決まってねんだもの。

高橋光治委員 いやいやそうじゃなくて...、だから議会議員の定数及び任期を決めるんだっちゃ。

高橋義雄委員長 今ここで決めるのがそうなんですよ。

高橋光治委員 だからさ.....。

高橋義雄委員長 次回の、次のことを言ってんだよ、後藤さんが言ってるのは。

後藤和廣委員 次のこと。

高橋光治委員 次のことのやつは定数を決めることによって定数特例が出てくんのであって、次は一回決めた30という定数が26に変わることも、これも有りなのね、次の市会議員の時に。

高橋義雄委員 だからそいづをね、そいづを次はそのようにするのかって.....。

高橋光治委員 だからそいづを今度次のやつ.....。(「暫時休憩すらいん。」の声あり)

高橋義雄委員長 ちょっと休憩します。

午後11時00分 休憩

午後11時15分 再開

高橋義雄委員長 それでは、休憩中の会議を再開します。

はい、後藤委員。

後藤和廣委員 改選期の時には、本則選挙に戻るんですよ。2回目。

高橋義雄委員長 定数ね、定数はそうです。本則です。本則で30以内になります。特例なくなるから。

高橋光治委員 だからそうなれば30を確認するという、と思うんだよ、私は。

高橋義雄委員長 はい、遠藤さん。

遠藤 實委員 志波姫の遠藤です。

いろいろ皆さんの意見を聞きますといろいろ意見があることは、もう十分分かりました。ただ、その

意見の中に、やはり自分が、自分が次の市議員になるためには、なるためにはA町からB町に行ってなかなか名前が売れないというような、私は受けとめるんですよ。そういうやっぱり、私はそういうことはありませんっていても心の片隅のどっかにそうあるように私にはあります。そういう自己主張をやれる、なるような発言に私は聞き取れる面もありますので、それらはやっぱり排して、いや私があるとかないとかってというような個人的な受けとめ方ですから、皆さんそういうことで発言することはないと思いますけれども、私はそういうような考えられる部分もちょっとある訳です。従って、どうのこうのという意見が出されるような感じを私は受けとめますので、それは全然なくして、やはり新しい栗原市なら栗原市になるのだから栗原市に対応するようなあるべき姿を今我々がどうあるべきかということで意見の集約して協議会に答申したいと。従って、私はそういうようなことをひとつ配した意見の発言を私は求めたいと、私はそう感じます。

高橋義雄委員長　佐々木さん。

佐々木幸男委員　瀬峰の佐々木でございます。

今、志波姫の遠藤委員さんの方から話しあった訳ですが、先ほど話し合いの中で極端な話、花山さんに定数1を与えること自体が本当に配慮なのかという話があったんですが、私はですね、まずこの区割りなしに一本化してやった方が反対に花山さんから2人も3人も出られるんじゃないかというふうな、理論付けの方もいる訳ですよ、この席上の中で。そういう中で果してそれが本当に実現が可能なのかといえば、私は可能性が薄いというふうに思うんですね。

そういった中で、先ほど冒頭に私話したように今回の法定協議会の議論の中で使用料、利用料等々含めて全て新市において調整すると。調整する時、果して本当に花山なり瀬峰から議員が出てあれば調整も可能かと思うんですが、瀬峰、清水、小さい鷺沢さんとか清水さんとか、出なくなった場合、果して調整が可能になるのかなと、そういう心配は小さい町村には往々にしてあるということで私は区割りが必要であるというふうな方向に発言した訳でありますから、私が議員なるとか議員ならなかったかということとは皆さん方1人もないと思うんです。ただ、小さい町でも1人なり2人必ず出られるような選挙方法に、この特例期間の中はやる必要があるのではないかというふうなことでありますので、その点について私はちょっと違うのかなというふうに思っております。

高橋義雄委員長　他に。長谷川さん。

長谷川厚子委員　築館の長谷川です。

大体意見は私も最初から原則を希望した一人なんですけれども、歩み寄りということで話は変わって、今皆さんと一緒にこうやって議論したんですけれども、前回10町村というのは一番大きな広さもありますから、確かにオープンというのは難しいところもあると思うんですけれども、こうやって話が長引けばいつまでたっても同じ議論になるのではないかと思うんです。ここで皆さんに提案ではないですけども、今市議会議員が少なくなれば各町村の住民の方たちが不便になるのではないかと、そういうイメージがちらほら聞こえているんですけれども、各町村の市議会議員がいなくても各審議会という大切な会があるんですよ。その方たちを、いかに市議会議員の方たちが皆さんに浸透していただくのが住民の方たちにも浸透していく訳ですよ。市議会議員が少ないから多いからでないと思うんです。やっぱり市議会議員の方たちがいかに10町村を見なくちゃいけないことは下の皆さんが地盤を固めなければ、やっぱり市議会議員というのは活きないと思うんですよ。そこをいっつも思っていたきた

いし、イメージ的に町の町会議員の気持ちだけではだめだと思うんですよね。やっぱ前向きな気持ちで市になるのですから、そこをやっぱ考えていただけたらなあ。まあ住民の気持ちですけども、それが望みです。だから歩み寄りっていうのは、そこに選挙区大変だなあということは……（「今の長谷川さんからさ、審議会……」の声あり）

高橋義雄委員長 佐々木さん。

佐々木幸男委員 長谷川さんから審議会への期待度がうんとあると思うんですが、審議会、どのような考えでいるのだから。余り期待ばかりあって、開けてみたっけこうでなかったという話も出てくると困る訳ですから、審議会はあくまでも意見・要望を聞く機関であって決定権を持たせた機関では無い訳ですから、言葉悪いんですが、住民座談会の一つ、大きいやつというふうな考え方になると大変なことになるのかなと思いますので、その辺。

高橋義雄委員長 今事務局と先ほど審議会について、どのような考え方をしてたのだから、話を聞いたところ、まだ正式に煮詰まってるはないということなんです、その審議経過、方向、どのような方向にするのかというような審議をしているそうなんです、その審議経過といいますかね、今後の見通しまではっきり言えるかどうか、ただここは、今の事務局の、断っておきますけれども決定しておりませんから、事務局段階でのどのような方向というかな、しゃべられるだけまでの説明をしてもらいますから、ただこれをひとり歩きしないようにね、させないようにして下さい。

高橋光治委員 さっきのね、私たちがここに付されてるのは、定数を決めることなのか、そいなのは関係ねのだから、さっぱり聞こえないんだけど、それを一回答えて下さい。

俺は議員の定数及び任期を決めるために会議をしてるものだというふうに思ってたのね。

高橋義雄委員長 ああのね、事務局で聞かれたってそれは、そのとおりで付託されたんだから。

高橋光治委員 何だべ、そこを、でも聞いてたのに答えねんだがら一回答えてけらいんちゃやということなんです。

高橋義雄委員長 今ね、今高橋さんと審議会の語れるだけ説明して下さい。

濁沼事務局次長 今、高橋委員さんから質問あった、これは議会議員の定数及び任期等検討小委員会ということで、これは定数及び任期、これは当然それらを決めるということです。いろんな協議会の中では新市移行時の部分で決定しているところなんです。中にはですね、新市の定数は触れないところもあるんですが、この委員会は定数及び任期ということで、そういう検討をしていく委員会になるということです。

鈴木事務局長 地域審議会のお話ですが、その協議経過でございますが、現在、総務の分科会、それから総務部会である程度案を作成し、幹事会まで通ってはおります。調整案については、いわゆる旧町村単位に地域審議会を設置するというので案をまとめておまして、それを町村長会議の方にまで一応出しておりますが、ただ、先般、国のいわゆる基礎的自治体のあり方という、いわゆる地方制度調査会の答申が当時まだ出ておりませんで、それも踏まえてよく検討すべきだということで、まだ協議会の方には提出しておらない状況ですから、基本的には部会等々、幹事会の中では旧町村単位には地域審議会を設置すべきだという方向付けにはなっておりますが、ただ、まだ正式議案でございませんので、審議経過ということで委員さん方の胸の方におしまいいただければということでございます。以上です。（「分かりました」の声あり）

高橋義雄委員長 はい

佐々木幸男委員 瀬峰の佐々木です。

この前、色々ご意見がある訳でありますけれども、どうしても住民代表の皆さん、委員さん方は地域審議会が策定されて、その中でまちづくりが十分検討なされるんだというふうなことで期待感がある訳ですよね。ただ、そういった中で果して今言われたように、まだ何も決まっていないと、今検討してるよというふうなことで、その審議会に期待をかけながら事を決めるとするのは私はいかがなものかなというふうに私は思っております。以上です。

高橋義雄委員長 石川さん。

石川正運委員 築館の石川です。

私は、何回となくこの地域審議会について、やはり審議会と議会議員のイコールとは私は思ってませんけれども、やはり今当局、事務局から説明あるようにね、地域審議会については、これから合併協でも諮られる訳ですよね。その地域審議会の議論の場の中でね、やはり位置付けをどうするかという議論も当然出てくると思うんです。また、地域審議会をそういう趣旨の地域審議会にしなければ何にも私は意味ないと思うんです。

私は、ですから地域審議会というのは、ある程度のね、その地域の、今言われるように各町村に地域審議会を設けると、そして更にはその上で各町村、今の各町村のいろんな諸問題、課題等々をまちづくりの中に、あるいは諸問題を解決のために提案してくると、こういう位置付けで審議会ができるものと私は期待もしてますし、ですから私は、この議員定数については、本則といった背景には、一つはそれがあります。だが、しかし、本則じゃなくて定数特例まで譲歩っていいですか、妥協とするならばというふうなことで定数特例もやむなしと。だが、そういう中で地域審議会は各町村ごとにありますんで、新しい議員さん方は、やはりオープンにした中でね、議員さんを選出することがいわゆる町民、今の郡民の方々の私は要望が大きいのではないかなと思います。

だが、しかし、小規模自治体については、やはり1人も出ないというような議論もありますけれども、私はそういうね、小さいから1人も出ないというのはないのではないかと。先ほど委員長も言いますように、逆に大きいからこそ乱立していわゆる議員の数が少なくなるというのがありますんでね、私はそこを余りにもね、地域エゴのような形で、うちの方から出なきゃ困る困るっていう議論は、果して議員としてどうなのかなと物すごく疑問に思ってるんです。ですから、定数特例を使いながらオープンで、やはり広く郡民が議員を選べるような仕組みを作るのも、私は今回だと、こう思います。

高橋義雄委員長 はい、三浦さん。

三浦徹也委員 地域審議会のことについてまたね、お話をちょっと聞きますと、この前には地域審議会の根拠みたいなこと、今日は権威という言葉、ある程度使ってお話を申し上げたんですが、この前にもそんなに権威とか根拠持たせると議会に代わるような存在になってしまうんじゃないかという意見もありましたし、今日はまた地域審議会がね、地域懇談会を何ぼか大きくしたような存在というようなお話もいただきました。そうしますとね、地域審議会に対する期待というのが任意協出發の場合に各町で懇談会開く段階でね、広報の中にも地域審議会というきちんと書いてある。そういうことになってきますとね、懇談会より何ぼか大きく存在だなんていうことになりましてね、住民自体に嘘ついたことになるねえ。私はそんなふうに解釈する訳です。住民の多くは、やはり地域審議会というものに対する

期待は非常に大きい、こんなふうに理解をしているもんです。それが第1点です。

それから、今、議員定数の問題と任期と、こういうことでしたが、この前話が選挙区と絡むためにどうしても両方うまく話がいけないということで、定数と選挙区の問題を分けてお話し合いしたらいいんじゃないかと、こういうことを申し上げました。でまあ、今日は、じゃその選挙区を置いて、あるいは議員の方の定数を先に吟味することはといったような意見も出てまいりました。そうすると、議員数の定数のことについてお話をしますと、選挙区は全てについてくるような感じもしますね、どちら先に話し合ってみるか決めるかについて。

そういうことになりますと、本則の定数とそれから妥協として出てきました40人もこの定数とどちらにするかということに話を絞っていきますと、選挙区はひとりで千葉さんなんかのデータを参考にしますとね、ひとりで選挙区ついてくるような感じもする訳ですね。ですから、その辺をみんなで考えていただければというふうに思います。(「委員長」の声あり)

高橋義雄委員長 はい。

千葉伍郎委員 話が地域審議会さいったりね、段々論点が別な形になっていってるような気がするんですね。地域審議会の話などは、ある意味では当初は法人格を持った云々っていうところまであったんですが、これはもう期限も10年とかそういう形である程度法人格を持たせることもまかりならんという方向にも収まっているし、期限も10年というような話になってますから、いずれにしてもね、これはここにありますように合併時における一つの、言葉悪いんですが、ガス抜きなんですね、これは間違いない。そういう状況からいきますと、今ここでね、具体的な姿が見えない段階での議論は余りやってもですね、私は余り意味が無いんでねのがなと思ってます。そのことと定数のことを絡めると、どうもややこしくなっていくでねがと。

私は、さっき休憩時間にあえて言ったんですが、本則の方々は、今ずうっときまして本則で1選挙区というのは何人かいる訳ですが、じゃ本則さえ守られればいいのか。いや、本則は今言ったように譲ってもいいけれども、どうしても譲られないのは選挙区だと、こういうものに私は分かれてきたような気がするんですね。

問題は、その捉え方が本則だと、本則の30以内なんだということが全てを妥協できる道だというのであればね、妥協の仕方があると思うんです。ところが選挙の選出方法、議員の選出方法、区域の問題が絡んでるもんですから中々今言ったように本音と建前になって歩み寄りがないというのが現実なんですね。その本則選挙を主張する人たちの中では選挙区も1つの選挙区だという関係は譲れないということなのかですね、本則選挙さえ守られれば、私は選挙区についてはいいよということなのか、そこがね、やっぱり議論、ちょっと聞かせてもらいたい。そうでないとね、いつまでたたってね、選挙、私はそうじゃなく選挙、選出方法の区域を巡って対立していると思ってるんですから、そうじゃないでしょうか。そうでないと整理つかないですよ、いつまでも。

高橋義雄委員長 はい、海老田さん。

海老田慶子委員 高清水の海老田です。

私は最初本則って言ってましたけれども、それは1選挙区の本則ではなくて最初のあれにも書いてあると思うんですけれども、まとめたやつにも。各地区から議員が出るような30人以内の選挙区でお願いしたいということをお願い、話したはずです。全員が1選挙区、本則だからといって1選挙区という

訳ではありません。それで、千葉さん、千葉議員さんが30人の議員定数で小選挙区だったらこういうやり方があるよとか、そういうことで出してきていただいたと思いますけれども、ですから歩み寄って定数40とか、そういうのではないので、そのところを考え違いしていただいては困るなど、そういうことです。

高橋義雄委員長 どうしますかね、これね。今、千葉さんの方からね、話がありましたが、本則と区割りの問題等についてね、本則を主張して区割りなしという意見の方々はどのような考えなのかというような意見もありましたが、このことについては皆お話している訳ですよ。まとめ方としてですね、どのように、まとめられるかどうか分かりませんが、どのような進め方しますか。これ非常に難しいんですが、何かいい提案ありませんか。(「委員長」の声あり)はい。

千葉伍郎委員 何回も言ってるようですが、大勢としてはね、大勢としては、ここでもう数字が出てますように、もう会議を重ねるごとに旧町村単位の選挙区にして欲しいという声が半数を超えてると。しかし、一方では1選挙区方式を主張する方もおりますから一致点は見出せないから一致点は見出せなかったという報告の仕方もあるでしょう。現実の問題としてとにかく間違いないんですから。5町、6町いる訳ですから。それでもなおかつ、何とかだ何とかだっていったって全然歩み寄りないんですから。だからそのところを、現状の問題としては少なくとも私は、くどいようですが、旧町村単位でない、何回も言うようだけれども合併移行時の不安解消があるんだと。

従って、ここは大所高所からひとつ配慮してくれないかという言い方、委員長さ言わせれば数を増やすことも配慮だという言い方になってるんですが、そうじゃなくてできるだけ数を、最小限度にぎりぎりのところまで数を下げても旧町村単位の移行時のそうした不安解消のために是非して欲しいというのは半数を超えてきた訳です、現実の問題として。このところはね、大事にして欲しいし、あとはどうしても歩み寄れないというだったら何日会議やったって同じですから。今言ったように、これ委員会に付託されたんですから、少数意見ということで付託、少数意見を付して、少数意見を付して報告すればいいはずですから。あとは本会議場で取扱いをします。(「賛成」の声あり)でないと、いつまでたってもね、これ、ここでね、私は何対何ぼで決める必要はないと思うんです。ここで何対何ぼにしたら必ずここに亀裂が生じますから、私は採決をとる必要はない。委員長が今までメモしてたと思うんですがね、こういう状況からいけば意見としては多数をこういうこと占めた。しかし依然として選挙区の1選挙区という主張の方があって統一した意見の一致を見ることができなかつた。そして少数意見の方々はその少数意見を付して本会議に報告していくというのが私は委員会に付された条件だと思ってますよ。そうでないといつまでたっても進まないさ。

高橋義雄委員長 両論併記でいいと意見です。両論併記。

千葉伍郎委員 両論併記って、多い分は多いかって言わなきゃないんだよ。

高橋義雄委員長 大勢を占めたということでなくてさ……。(「いや、多くを占めたって……」の声あり)決め方としてはさ……。(「委員長」の声あり)はい、後藤さん。

後藤和廣委員 皆さんの意見を聞いてましたけれども、肝心かなめの委員長さん、副委員長さんのご発言がね、ないようなのでございますけれども、その辺をお聞きできれば幸いです。

高橋義雄委員長 いいですか、発言して。はい、遠藤さん。

遠藤 實委員 いや、委員長、誰なっても大変だよ。意見の一致見ないのだからね。だからもう少し、

まだお昼もあるし、委員長、副委員長でもう少し詰めた話をして、コンセンサスを得るような状況にならなければやむを得ない。両論併記でいいんだけど、多い方は多いと。ただ、決った訳でないから、そういう感覚でしょうから、私は両論併記なりにして、やっぱり委員長、副委員長、少し頑張っ調整してみてください。できるんだったらばそれで、いや、できねとなればさ、ただそういう努力もやっぱり必要でないかと、委員長なった以上は。副委員長なった以上は。ただ、そのことふまえて。

高橋義雄委員長 分かりました。分かりましたけれども、そしたらね、今度両論併記で報告するというものですから、これはもちろん……。

千葉伍郎委員 いや、どうですかって言うだけで。

高橋義雄委員長 何です。

千葉伍郎委員 投げかけたんですから、何かないですかって言うから。

高橋義雄委員長 そういう話も出たし、最後まで聞いて下さいよ。あのね、そういう話も出たし、今遠藤さんのような意見も出た。けども、これね、もう少し、そこまでいくのであれば聞きたいんだけど、そうすつともちろん多数を占めた、少数も占めた、それはそれでいいが、数は決められないね。決められないね。特例定数を採用すること、採用して小選挙区、町村ごとの選挙区を設けて議員を選ぶことを主張する人の意見が多かったと、その程度しか決められない。数なんか全然決められないね。でしょう。数決められますか。そんなこんなにまとまらない状況の中で。(「委員長」の声あり)はい、津藤さん。

津藤國男委員 瀬峰の津藤です。

ええとですね、ここに大崎のですね、定数の関係で新聞に載ったやつがあるんですが、これ皆さんお分かりだと思っんですけれどもですね、古川市がですね、22……(「22だが何ぼ」「24ですね」の声あり)24からですね、格差の問題でですね、2減らして22なんですね。22に決定されたんです。その他に鹿島台、岩出山、田尻、この3町が6ずつ、それから鳴子町が5、松山、三本木両町が各4、これで53に決定されたんです。これのところですね、人口の少ない地域に配慮して各市町に2つずつ均等割をされたという形で均等割をされて、その上にですね、人口に応じて傾斜配分をさせたと。これでだめなんですか、こういうやり方で。こういうやり方で定数を決めてだめなんですか。なぜだめなのかね、こういう決め方を、定数を決めるのにですね、こういう……。

高橋義雄委員長 分かった。分かった。

津藤國男委員 もう少し言わせて下さい。これで次のやつは法定は34なんですね。この34まで決めてるんです、大崎は。この例を見習って、この地域10ヶ町村にですね、そういう配分されて定数はというようなことで、これは一番最初に、ああ2回目ですかね、高橋さんとかですね、千葉さんが一つの案として出されてるんです。それも恐らく皆さん検討されたと思うんですよ。その中でこれまで議論してきてですね、この小委員会で決まりませんから協議会に送りますって、そういう話ではないんじゃないでしょうかね。委員としてですね……、やっぱり一人の意見として、委員としてですね、やっぱり各町がですね、議会というその立場に、テーブルに同じ着けるように、そういう責任があるんじゃないですかね。私はそう思うんです。

高橋義雄委員長 いや、今千葉さんがね、2つの意見を併記してまとまらなかったって報告するののも一つじゃないかっていう話、それから今まとめるべきじゃないかという意見ですね。そうやってきてる

訳です。あと、遠藤委員さんのように委員長、副委員長、少し、いま少し汗かいてみると、そいな話。なじよしますか、これ。

あのね、さっきだね、津藤さんから古川方式、大崎方式でだめなのかって。だめだっても語られないし、いいとも語られないんだね、この場合はさ。両方、両者の主張があるのだから。古川、大崎は大崎のそういう見識に従ってやったんだろうから、それはそれで別にいいんだと思うんです。

だから、今3つの案が出たんですけど、今後の進め方について、私が確認したいのはね……。

高橋光治委員　まとめるのは皆さんの意見を聞いてまとめる方向にもっていくのが委員長の……。

高橋義雄委員長　それでいいんだけど、両論と今出たでしょう。じゃ、委員長、副委員長に任せますか。(「任せません」の声あり)

高橋光治委員　そこはまた議論しなきゃいけないけれども、そういう任せる方法でいいのだとか、だめなのかというふうにかう…。

高橋義雄委員長　要するにあれでしょう…、ここで休憩します。

午前 11時45分 休憩

午後 0時40分 再開

高橋義雄委員長　昼食休憩をいたしておりましたが、再開いたします。

休憩中にですね、白鳥副委員長として、色々2人で話をした訳ですけれども、様々なまとめについて様々なご意見がありましたけれども、委員長、副委員長としては何としても一本化して本協議会に報告したいという考えで一致しました。それで、議論は出尽くしたという話もありますけれども、探っていけばまだまだあるんだろうと思いますので、今日は、今日の会議はですね、次の合併協議会も控えておりますので、会議としてはこれで終わりたいと思います。

それで、ただ、どのような方向に今度、協議の進め方としてどのように進めていけばいいのかということをお聞きをしておきたいと、このように思います。それで、それが出ましたならば次回の会議の日程等についてご相談をしたいと、そういう段取りで進めたいと思いますが、まず一本化した報告をまとめて一本化して報告するというこの進め方について、考え方についてはご異議ありませんか。(「なし」の声あり)異議なしということでございますので、どうぞその方向でご協力をお願いしたいと思います。

それから、2つ目にお話し申し上げました今後の取りまとめについて、どのような進め方をしたいのかということについて、皆さん方のご意見をお聞きしておきたいと思います。はい。

遠藤 實委員　志波姫の遠藤ですけれども、やっぱり一つ定数特例という話で今まである程度集約されてきたと。だから定数特例を何人にするかという一つの決め方をしていかなきゃならないと思います。で、その定数特例を決めて、あとは選挙の方を1区にするのか旧町村選挙区にするのかという選挙の方法を決めれば、私はいいのではないのかと思うんだけど、どうでしょう。

高橋義雄委員長　今、遠藤さんの方から、まず定数を、特例定数っていいですかね、定数を定める。2つ目はその後において、区割りにするのかわからないのかを決めていったらいいのではないかというご意見がありました。はい、千葉委員。

千葉伍郎委員　それは逆じゃないですかね。設置方法をどうするかによっては、結果として例えばどうしても1選挙区でなくちゃだめなんだという形になれば、それだけの数の限定もされるし、今言った

ように旧町村単位に選挙区を設けるかということにすればですね、それなりの数がある程度配慮しなくちゃならないというのがあったので、逆に先ほどから言ってるように選出の単位をどうするかと、同じことを繰り返してますがね、そのこのところを決めれば必然的にあとは数というものがくっついていくんじゃないだろうかなというふうに私は思います。だから、遠藤さんの提起、順序を逆にすればちょっと、同じだかもしれないけれども逆にした方がまとまりとしては分かりやすいでないかなと。

遠藤 實委員 結果的に同じだけれども、この過程では違う、大きくね。と思うのさ。またそうなってくるとまた議論に戻るから……。

高橋義雄委員長 高橋さん。

高橋光治委員 高橋です。

私は前の時も話しましたがけれども、1本の選挙区になった場合には30というのも、もう最大限の定数特例というか、本論でありますけれども、それでいいという議論も出てくる可能性がありますよという話を私はしてる。ですから、選挙区が決まれば、何でそこで定数を、先に決めなきゃいけないということになって、これは遠藤さんなんかは、配慮するために40とか39もいんでねがってという言い方してっけども、一本の選挙区であれば30でいいという人たちの議論もいっぱい出てくると思うよ、私は。

遠藤 實委員 そごさまた戻ると、ねえ……。

高橋光治委員 いや、戻るとじゃなくて、ですから、ですから方式が先だと私は思ってるんです。

遠藤 實委員 そうでしょう。最初選挙区割る制度は将来にいろんな問題点を残すという一つのこっさあった訳さ。というのは、仮に花山村に、あるいは志波姫に1つなら1という一つの割り振りするために小選挙区制をすると、そうすると30人が定数だという本論からいうと、じゃ栗駒、築館、若柳が割合にいて1票の格差を解消するために2.5倍すればいいんだけれども、30人という頭が決まって花山にも1人必ずやりますよ、志波姫に必ずやりますよとなってくると30人では、出てくると2.5倍以上の1票の重さが、格差が出てくる訳さ。そうすると、それは裁判になりますよと。ねえ。特例法では、定数特例法なんか認めているんだけれども、選挙法では1票の格差が生じると必ず裁判になりますよと。その裁判を新しい市に引き継いでいくかということ、それはうまくないということに私はこっちへ置いた、置かれたと思ってる訳さ。であれば、最低花山にも、1人ではだめだ。じゃ2人だと。2人なってくると、おのずから人口の多い町村にそれ相当の比例配分しなければならないとなる訳さ。

だから、私はまず定数を、栗原住民が60人まで認めてくれるんならいいんだけれども、私は今の情勢では各町村、地方がそれぞれ住民運動として本則論・本則論っていう署名活動が出ている中に栗原が60人ぎりぎりいっぱい、あるいはちょっと難しいであろうと。そうすると、やはり定数をおおむねこのくらいならば住民の方に認められるでしょうという、だから理論的にはかみ合わないんだけれども、指摘されるんだけれども、そこでおおむね栗原住民の方々に支持される、なるほどなど、このくらいならいいでしょうというような数字を出してでやっていかなければどうなのかと。だから、区割りから入っていくとそういう1票の格差が出てくるから相当な人数になるのかなと。まだそこまで計算してないけれども、ただ頭では49なればいいんだけれども、49人というのは果してどうかと、私はそういう気もするから、そういうことで理論的には不十分なことは十二分に分かりますよ。

高橋光治委員 私もね、何も議論するつもりないんです。私の中で言ったのは、千葉さんのやつが

うんと正解なんですね。それは何かというと、先ほど言いましたように1,300という花山を1に基準するためになる訳です。なぜ古川、大崎が何かというと、三本木の6,000、8,000があるからですよ。4から始まるからいいんです。花山をしちゃうと必ず49.8以下にしかならない。だから遠藤さんの言うように60という議論をまた出さなくたって一向に構わないと私は思うんです。ここ皆わかってる人たちだから、そこから以下でいいのかね。そして出されてるやつは38とか9しか出てませんから、試案として出されてる部分は、そのところに議論を落ちつけるという話をしてもいいんですが、1からの格差のやつが出てくるもんですから、私は節々のところに設置請求の時だけは1票の格差のやつをね、余り考えなくともいいだろうと。基準を出す時には花山を1にして出すけれども、最終的には花山の方々の議論を聞くと2でなきゃわがんねとか出てくる訳さ。議論を聞くとですよ。この2にしちゃうと1票の格差がまた大きいところとは広がってしまう訳ですよ。だからその時は1票の格差というものを、裁判とかいろいろあるけれども、これを超えることができるという拡大解釈をすべきでねすかと。それは1で基準をするんだけど、最後は花山さんは複数の2というやつは、最後の1つ足してあげるといふ腹案、私の意見あるからね、そういう論法でしたんです。そうでなかったら1と49.8のやつ以外はねがすべっちゃ。あとは千葉さんが出した1.5倍以内です。そういうのしか、38、9しか出てこない。ところが千葉さんに出していただいた案も私はいいと思うんですが、あれはいずれ花山1でやってるもんですから、茂泉さんの中條さんが主張してる2には一切ならない訳ですよ。ここを打開するためには、やっぱり1票の格差の部分も私は議論しておかなきゃいけないということで発言をさせていただいたということなんです。そこまでいかないからまだ言わないんですが、最終的にはそういうことです。

高橋義雄委員長 石川さん。

石川正運委員 築館の石川です。

いわゆる今高橋さんが言われるようにね、選挙法ではいいんですが、設置選挙の場合だと、選挙法では格差云々はないんですけれども、違憲か合憲かとなると必ず違憲となるでしょう。そのこともある程度踏まえながらやっていかないとね、選挙法はいいから、じゃやみましょうと。いざやった後でね、それは違憲ですよというようなことでも、これまた変な話になるでしょう。だからその辺もやっぱり議論しながら、この後の定数については進めなくちゃならないのかなと思います。

それで、一本化に賛成ですという、みんな賛成したんだけど、私も賛成なんですが、その賛成についてはですね、いわゆる今選挙の方法論の、さっきは区割りとかあるいは本則、オープンというようなことの一本化の賛成、委員長ね、私確認するんですが、一本化というのはどこまでの一本化ですか。定数まで含めた全部の……。

高橋義雄委員長 報告を、報告はね、両論併記とかそういったような形でなくてきちっとした形で報告したいと、こういうことです。私らに課せられた、小委員会に課せられた問題について、こういう意見もあった、ああいう意見もあったという両論併記じゃなくて一本化した報告をしたいと、こういうこととでございます。(「まとめていきたいということでしょう」の声あり)そういうことです。

千葉伍郎委員 私の方はもうぎりぎりだからもういいんでないかというけれども、まず委員長、まとめたいと言っているから。

高橋光治委員 それで千葉さんの盗った訳でなくて、私は1のやつをね、言いたかったのは、違憲だ

とかなんとかというんじゃなくてまとめるという方向になれば、これ茂泉さんにまた発言をさせたくないから、おらほそれ決まんなかったら抜けたぞっていう話もどっかでやった、そういうのがあつから俺は、俺が発言するんですということです。まとめるという立場になればですよ。(「そこまで否定する……」の声あり)そういう意味合いで私は発言してたつたってことを言うのであって、そうするとさっき言った遠藤さんの提起ではなくて逆の方がよろしいんでねすかということをお願いということなんです。(「いいですか」の声あり)

高橋義雄委員長 はい。

佐々木幸男委員 あのですね、今話あるように、議員の定数を最初定めるか、あるいは選挙の方法をやるかというふうな話なんです、これまで選挙の区割りの関係で一本化した方がいい、あるいは区割りした方がいいというふうな議論を積み重ねてきて終着点を見付けようと今努力なされて、委員長がね、それをまた定数云々から、議員の定数をいかにするかというふうなことにしますと、また元に戻る可能性、私はあると思うんですね。だから一つ一つ事を決めていかないとなかなか問題が多いのかなというふう思うんで、次回は何でかで決めてもらって、それから定数幾らにするかというのを決めていった方が私はいいのかなと。

高橋光治委員 だから定数を先に決めて…

高橋義雄委員長 また元に戻るよ…

高橋光治委員 そこを明確してけらいいん。

高橋義雄委員長 要するに……(「いがす」の声あり)区割りを先に決める、区割りするかしないか決めると、こういうことですね。(「はい」の声あり)他に。

長谷川厚子委員 区割りして定数が結構多くなっても、これ選び次第では定数多くなる可能性もあるんじゃないかと…。

千葉伍郎委員 その議論も、またそこにいってやりましょうと。今ここまで構えて、やっとな、一切これまとまらないから、まず一つ一つ区切りを付けてさ。

高橋義雄委員長 区切りを付けるということですが、2つの意見が出たのね。最初に定数を定めてから、最初に定数を定めるという意見と、それから区割りをするかしないか定めるという意見と2つの意見が出ました。それで両者それぞれ理由はありました。理由については、お聞きのとおりであります、他にありませんか。(「なし」の声あり)どちらにしますか。はい、白鳥さん。

白鳥文雄委員 白鳥です。

オープンにする選択肢の場合と、それから小選挙区制の区割りする選択肢の場合では、おのずと定数の絞り方は別物だと思うんですね。生まれてくる定数は違う数になると思うんで、やはり選び方、選挙区設けるか設けないか、そこから入った方が数に到達するのには近道ではないかなと私は思います。

高橋義雄委員長 他にありますか。

なければ、ご意見が多いようですから選挙区を設ける、次回はですよ。選挙区を設けるか設けないかのことを議論し、あとそれが決まれば今度は定数の話ということになると思いますので、その方向で協議を進めてまいります、それでよろしいですか。(「はい」の声あり)いいですか。(「はい」の声あり)

それでは、次回の会議についてはしっかりと絞って、選挙区を設けるか設けないかについて会議をします。それでよろしいですか。(「はい」の声あり)

千葉伍郎委員 選挙区のあり方でしょう、言ってみれば。設けるか設けないかというよりもあり方なんでしょう。

高橋義雄委員長 語りようだね。(「委員長」の声あり)はい。

津藤國男委員 そっからまたやり直するのは、また最初からね、また戻っちゃうんです。と思うんです。この次やってもですね、またそこにいっちゃうんですよね。今日やったやつが、じゃ今日の会議は、じゃ何なのかというようなことになってくれば水かけ論で終わってしまって、はいじゃまた先送り、また元に戻って、そういう形で私はないと思うんです。それで、ここはですね、これまでの意見の集約として委員長がですね、やっぱり最終的にね、協議会規則第6条の「協議会は全会一致を基本とする」というのは分かる。それに3分の2というやつがついてるんです。それをやっていただいてですね、決をとるぐらいの形で委員長はここでまとめても私はいいいと思います。

それから、定数については、数字ね。数字については、先ほどから言ってるとおり千葉さんが出したやつとか高橋さんが出したやつとかいろいろありますけれども、古川の場合は2つずつ均等割をしました。それに人口配分をすると、それをですね、一つの案としてですね、各委員の方々が自分ところの議員は、じゃ何人テーブルに着けさせられるんだと、何人だったらいいんだと、そういう案、それぐらいまでですね、やはり考える必要があるんじゃないかなと思います。でなければ、またやって、また次の回やったとしても恐らくまた今度数字でですね、またうちの方で1つ足りないとか2つ足りないとかって、そういう形になってくると思うんですよ。どうですか。その辺、委員長、委員長の考えもひとつ聞かせてもらった方がいいんじゃないですかね。ここで。

高橋義雄委員長 今日はいろいろな同じような、前回と同じような議論を繰り返した訳ですが、先ほどから語ってるように、まとめ方についてさまざまなお話があったので、お昼休みに委員長、副委員長で相談してもいんでねのがというような話もいただきましたし、当然副委員長さんとして相談した結果、やっぱり一つの答えとして、報告として小委員会報告をまとめた形で出したいと。両論併記とか、そういうようなことでなくて決定して出したいと、そういう思いから話がまとまったということで報告したとおりでして、そのことを決めていくためにこの次はどのようにしましょうかってお諮りした訳で、今津藤さんから委員長の考えって語られたけれども、次回ということにして、時間も時間ですから進め方としては今皆さん方からお話しされたような形で、まあ蒸し返しになる可能性もありますけれども、進めていきたいと思います。

なおかつですね、今日こうやって、今のところまだ本当に先程申し上げましたような形になるかもしれないけれども、もう一回とにかくやってみましょう。そういうことで、お話し合いをするということを進めさせていただきたいと思いますが……(「はい」の声あり)形のない話ですけども……。

津藤國男委員 もうこれ以上各委員……。

高橋義雄委員長 採決しようというようなご意見もありますけれども……。

津藤國男委員 各委員がまたまるっきりこの次までにくろっと変わってね、違う意見を言うというのはね、まずないと思うんです。ほぼ。

高橋義雄委員長 はい。石川さん。

石川正運委員 今言われたように、この数字、定数の問題が出てくると、この区割りあるいはオープン、またここに戻るんです。絶対戻りますからね、だから私はやっぱりある程度の数字も議論しながら

並行でやっていかないと中々収まっていけないんじゃないかと。区割りができるればおのずと数字が決まりすよという人もいるけれども、私はその理解は中々できないなと思ってますよ。やっぱりある程度の数字を押さえた中での、ねえ、そしてそれがオープンでいいのか区割りがいいのかという部分も必ず議論の中では出ると思うんです。今も数字が出るでしょう。これ分けて分けてっていうけれども、中々ね、分けにくいと。どっかで両面を一緒に議論していかなければなかなか収まらないんでないかなと思いますけれども。

千葉伍郎委員 順序として選挙区のあり方について議論をすれば、あとは基本1にすっか2にすっか、3にすっか4にすっかによっては一定の数が出てくるでしょうと。それから、1票の重さについて余り考えこどねえっということもなきにしてもあらずですが、今回特例を使えば。しかし、そうは言っても2倍を超えない範囲にすると。必ずしも1.5でなくたっていいですから、1.98だってしょうがねえですから、2倍を超えない範囲で、できるだけ数を、総体の数を30に限りなく近づけていくということを前提にするならば、私は最初に選挙区のあり方がどこまでも対立してんですから、1選挙区にするか旧町村単位にするかといやつが、依然として対立が深いままにこれまでずっと来てましたから、これを決めない限りは数字は抱き合わせで決める中身ではないんでねえかと。従って、遠藤さんが先に定数の話したけれども逆じゃないですかと、こういうお話をしたら、そうだなという話も出てきて、じゃ定数の話を、選挙区のあり方についてお話をしますかということで、委員長が定数のあり方について次回やりましょと、こういうふうに着ちついたらと思うんですよ。

ですから、私は今委員長まとめた方向でいいと思うんです。そして、その上に立って後は場合によっては並行なるか、論理がですね。なるは別にして、とにかく選挙区のあり方について話をしていこうという仕切り方をしたから、私はそれで今日の任務は終わってると思うんですけれどもね。それでいんでねすか。

遠藤 實委員 皆「いがす」って語った。

千葉伍郎委員 さっき「いい」って言ったんだもの。

遠藤 實委員 「いい」って語ったんだよね。それさ私も千葉さんの案さ「いがす」って語った。それを頑張ればまた……。

長谷川厚子委員 定数また、その時にまた話戻すようだけど、定数がまた上に上がられても、これ文句言えなくなれば……。

遠藤 實委員 いや、そういうことはケース・バイ・ケース。数字も出てくるし、方向も出てきて、最後にはまとまればまとまるんだから。

千葉伍郎委員 さっき言ったように30に限りなく数字を近づけていくという前提が……。

高橋義雄委員長 分かりました。次回は、次回はね、今皆さんがお話しなされたような進め方をしてみりますので、これはね、各委員の皆さんもね、どなたか先ほど譲る分は譲ってというような話がありましたけれども、そうはいってもどなたも譲ってない訳ですから、そのこともよく考えていただきたいし、それから全然議論になってないのはね、オープン選挙の悪い点・いい点、それから区割り選挙のいい点・悪い点が全然議論されてません。このことはよく考えてきて下さい。

～次回日程協議～

高橋義雄委員長　　12月26日（金曜日）午後1時、築館町内でございます。場所については、追ってご連絡申し上げます。

それでは、今日の会議はこれで終わりたいと思います。よろしいですか。（「はい」の声あり）
それではこれで終わりたいと思います。

千葉事務局次長　　それでは閉会のご挨拶を。

4 閉会の挨拶

白鳥一彦副委員長　　今日は第6回目の議員定数の小委員会ということで、ご苦労さんでございました。全然進んでいないというところではございませんが、幾らかでも方向が見出せてきたかなと思われま。でも、これからその人数なり区割りなりのところのやつで、はっきりしていかなければならないことが多々あると思います。毎回本当に本協議会の前にしての小委員会ということで大変お疲れ様でございます。どうもご苦労さんでした。

5 . 閉 会　　午後1時15分 閉会